

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更)【19】」

2. 日時：令和3年9月21日(火) 11時10分～13時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官※、鈴木主任安全審査官、畠山安全審査官、
岩野審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

守谷火災対策室長※

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保守管理グループ チーフマネジャー※ 他11名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料-1 放射線量が高い場所を含むエリアの火災感知器設計に関する実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則への適合性について
- ・資料-2 放射線量が高い場所を含むエリアの火災感知器設計について
- ・資料-3 大飯発電所3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請のコメント回答について
- ・資料-4 大飯発電所3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 補足説明資料(抜粋)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。それでは今これより大飯発電所 34 号機、火災感知器増設に係る設計、設計及び工事の径工事計画の認可申請に係るヒアリングを始めたいと思います。それではまず関西電力の方から
0:00:18	前回のヒアリングで確認した事項について説明をお願いします。
0:00:25	関西電力原子力事業本部からウシジマでございます。よろしくお願ひいたします。本日はですね、事前に提出させていただきましては終了四つでございますが、先般のですね、ヒアリングでちょうどしましたコメントを反映したものとして、
0:00:44	資料 1 と資料 3 の資料 4 についてですね準じあの改定した箇所でご説明をさせていただきたいと思ひます。それではすみませんが、早速ですが資料 1 のほうをご覧くださいませ。こちらのほうはですね、技術基準に関する
0:01:03	号線ついでということて十分な保安水準を設計目標、そういったところについて記載を主見直しをさせていただいたものでございます。それではクマクラのほうから説明させていただきます。
0:01:17	関西電力クマクラです。それでは資料 1 について御説明させていただきます。
0:01:24	こちらの資料、赤字でお示している部分は前回から前回のヒアリングから変更した箇所でございます。また目に技術基準規則への適合方針としましては、これまでと同様に十分な保安水準が確保できるように、火災感知器を設定することで移行するといった方針としてございます。
0:01:44	今回御説明の争点となっております。放射線が高い場所を含むエリアのうち、⑤、⑥の脱塩と設置エリア⑨の使用済み樹脂貯蔵タンクしてマルJの炉内計装用シンプル配管室について火災防護審査基準の要求を満足できていない。
0:02:02	その点を明確にし、これと別の方法によって設計する場合においても満足すべきと考える事項、これを整理した上で十分な保安水準を提起する、この流れについて、1 ポツの(2)以降に記載してございます。
0:02:18	⑤⑥⑨⑩のほう作戦が高い場所、このエリアは 2 ページですね、こちら第 1 - 1 表に示しています通り、火災防護審査基準の 2 ポツ 2 ポツ 1 の(1)火災感知設備の地域、
0:02:33	②の消防法施行規則またはそれと同等以上の方法により、火災感知器を設置するといった要求を満足できないというふうに整理してございます。
0:02:45	しかし、消防法施行規則とは別の方法により設計する場合においても、2 ポツ 2 ポツ 1 の火災感知設備及び消火設備の口頭で要求されております。安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:03	早期の火災感知及び消火が行える設計であることという要件については満足する必要があると考えております。
0:03:12	このことから、火災感知器の設計において確保すべき十分な保安水準は火災防護上重要な機器等に対する火災の影響を限定し早期の火災感知及び消火を行えることを定義してございます。
0:03:27	これを達成するための設計目標を次のページ 3 ページです。こちら以降でお示ししてございます。
0:03:35	設計目標設定するに当たり、まず初めに、本申請にあたって再稼働時の工事計画認可申請書から変更となる火災防護の設計について整理してございます。
0:03:47	火災防護の設計としましては、火災の発生、タカハシの発生防止感知消火、影響軽減の大きく分けて三つになりますが、
0:03:57	既工認においては、こちらの第 1-2 表の中ほどの赤字部分のような火災防護の設計としてございます。
0:04:06	そのうち火災の感知消火については、機構により共通する設計としてございます。与え防護上重要な機器等に対して、火災の影響限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計としております。
0:04:20	これは既工認の認可時における火災防護審査基準に記載されておりました。安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火が行える設計の考え方に基づいているものでございます。
0:04:38	現時点におきましても、外部の火災防護審査基準の考え方に変更はございませんので、本申請によりで倒壊設計を作って変更する必要はないと考えてございます。
0:04:49	しかしながら、がっかりと余計に思って消防法施行規則または同等以上の方法で火災感知設備を設置する事故というものが明確になりましたので、監事の詳細設計のみを変更することから、本申請において、火災の感知に係る設計の変更についてお示しすることとしてございます。
0:05:08	。
0:05:10	なお火災の発生号車影響軽減につきましては、感知消火とそれぞれ独立した要求事項であり、火災防護審査基準の考え方にも変更はないことから、当該設計について変更する必要はないと考えてございます。
0:05:26	以上より、設定した十分な保安水準のうち、消火に関する設計についてはバックフィット要求前後で火災防護審査基準の考え方に変更はなく、公認の設計

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	2000 満足できているため、感知器の設計目標は火災の早期感知及び誤作動をし、
0:05:44	焦点を絞って説明したいと考えてございます。
0:05:49	国においては、火災防護上重要な機器等に対する火災の影響を限定するために、火災防護上重要な機器等が設置されている火災区域または火災区画で発生した火災を早期感知することで、速やかな火災状況あたりの状況の確認。
0:06:05	及び初期消火活動を行えるように設計しておりますが、本申請においては、火災防護通す際防護審査基準で要求される火災区域または火災加工。
0:06:18	さらに細かく複数のエリアに細分化して、エリアごとに消防法施行規則に基づき、感知器の設計配筋設計を行ってございます。このことから、火災感知器の設計目標についても、エリアに着目して設定して、エリア内で発生した火災の影響度のように、
0:06:35	現在するのかという観点で検討いたしました。
0:06:40	まず、火災防護審査基準に記載されている火災の影響を限定する、この記載の範囲について整理してございます。
0:06:49	エリア内の火災を想定した場合、火災原因として、火災防護上重要な機器とそれ以外の機器、また、持ち込み可燃物やアースから漏えいした油など様々なケースが考えられます。
0:07:02	また、破碎の規模についても、先ほど申しました再現とその量に依存するため、エリア内において火災を減税する範囲については一概に定めることができないと考えてございます。
0:07:16	しかしながら今回対象としております放射線量が高い場所を含め議案のように、コンクリート壁、仕切られた空間である場合については、火災防護審査基準の移動酌み取りますと、火災を早期感知し、早期の火災消火活動につなげることで、
0:07:34	当該エリア内に辺りの影響を限定できると考えております。
0:07:40	この整理については消防法施行規則と別の方法で火災感知器を設置する場合であっても同じであると考えております。
0:07:49	お茶線量が高い場所を含むエリア内の火災を早期感知することで、当該エリア内に火災の影響限定して、エリア外への悪影響を防止できるように設計する必要があると、そのように考えてございます。
0:08:04	そういったことを踏まえまして、エリア内で発生した火災によってエリア外の火災防護上重要な機器等への火災の悪影響をするために、エリア内からエリア

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	外への火災を早期感知して速やかな火災の状況確認及び初期消火活動につなげたい。
0:08:20	そのように考えております。
0:08:24	この整理から、火災感知器の設計目標は4ページ。
0:08:29	破断下のところの放射線量が高い場所を含むエリアにおける環境条件や予想される火災の性質を考慮して異なる2種類の火災感知器を選定した辺りの感知及び作動の防止を図ることで、エリア内で火災が発生した場合に火災の早期感知により、
0:08:47	エリア外に設置される火災防護上重要な機器等への火災の悪影響を減らすことと、このように設定してございます。
0:08:56	ここで設定しました設計目標を踏まえまして、各エリアの設計についてのページ、5ページです。
0:09:04	5ページのaポツ及びbポツの2点について満足するよう設計することとしております。
0:09:11	ポツは、放射線量が高い場所を含むエリアの環境条件や予想される火災の性質を考慮して、適用可能な型式を選定し、国内の感知方式の感知器を組み合わせることで、府やで設置する設計とすること。
0:09:27	bポツは、エリア内で発生した火災はエリア外に悪影響を及ぼす前に火災を早期感知することが可能な設計とすることとしてございます。
0:09:37	これらの具体的な設計につきましては、これまで御説明させていただいておりますものと変更はございません。6ページ以降に記載してございます。
0:09:47	5ページの(5)のところには、毎日エリア内で放射性物質が漏えいした場合の影響について記載を改めました。なお、機構における記載については、資料3の添付のところに抜粋してございます。
0:10:06	6ページ目からわかつ個別のエリアの具体的な設計とその評価を示しておりますが、先ほど申しましたように、こちらについては、これまで御説明してきたものと、設計が変わるものはございません。ただについてコメントを踏まえて、それぞれ適正化してございます。
0:10:24	前回のヒアリングにおきまして、シンプル配管室の火災による煙が隣接する部屋に流入した場合に、デブリによって火災防護上重要な機器等に悪影響を及ぼすのかどうかといったコメントをちょうだいしてございます。
0:10:39	3ページ目をお願いします。
0:10:42	13ページ目のacポツのところには、⑩の内計装用シンプル配管室の感知器設計におけるまた補足事項を記載してございますが、三つ目の矢羽を今回追記してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:56	シングル配管室に隣接するループには火災防護上重要な機器等として、余熱除去ポンプビルでポーンが入口止め弁格納容器内耐震Bクラス制御用空気母管供給とか、
0:11:09	それは不良意見執権し突き合わせ無理。
0:11:12	Aループと一次冷却材流量伝送器、蒸気発生器水位の伝送器、
0:11:19	あと、一時冷却系統や波高高圧注入系と余熱除去系と、プロセス監視計器のケーブル、これらが存在してございます。
0:11:30	これらにつきましては、電動弁、計装機器、あとケーブル、この大きく三つに分類されますが、また元に電動弁の弁の京大については金属製であることから煙による影響はないと考えております。
0:11:44	また、弁の駆動装置、こちらにつきましても金属製であり、シール処理によって気密性べたものは保持できることから、
0:11:53	マニュアルあつて黄色はないと考えてございます。
0:11:57	また、計装機器につきましても、状態は金属製でありC処理をしていることから、煙による悪影響といったものはないと考えてございます。
0:12:08	ケーブルにつきましては、被覆によって、導体が覆われていることから、煙による影響ないと考えてございます。
0:12:17	以上のことからループ室内に設置されている火災防護上重要な機器等といったものは大規模によら影響によって機能を損なうことはないと考えており、その旨、今回指摘させていただきました。
0:12:31	15 ページですが、こちらの勧告にあつて、エリア内の設計のまとめとして記載をしてございます。
0:12:41	今のページ、16 ページをお願いします。
0:12:44	16 ページには、これまで徹底した過去で十分な保安水準。
0:12:49	これを達成するための設計目標、設計方針を踏まえて、火災感知器の設置に係る基本設計方針の記載の方向性についてお示ししてございます。
0:13:00	下の子炉のポツにて放射線量が高いは承服メディアはアナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障並びに火災感知器の設置または保守点検時における作業員の被ばくが想定される、そのため政府火災感知器の故障防止、
0:13:17	かつ、作業員の被ばく低減を
0:13:20	作業員の被ばくを低減する観点から放射線量が高い場所エリアの環境条件や予想される火災の性質を考慮し、結局可能な形を整理停止異なる感知方式の感知器が不適切ということで、エリア内で発生した火災がエリア外に悪影響を及ぼさないにせよ相関することが可能な設計とする。
0:13:40	そういうふうに記載してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:43	こちらの下線部につきましては、前段で御説明させていただきました4ページ及び5ページの設計目標を踏まえた具体的な設計のポツ及びBポツの記載内容が落ちてきているといった流れとなっております。
0:13:59	資料1の御説明としては以上になります。
0:14:03	続いて資料3をお願いします。
0:14:09	資料3ですが、こちらは第6回の審査会を8月26日に実施する実施していただいたものですかという。
0:14:21	9月7日にしていただきましたヒアリングはこちらの、こちらでいただきましたコメント。
0:14:28	を踏まえまして、当社がどのように考えているのかといったものを一件一葉の形で
0:14:37	示していただいているものです。
0:14:44	はい、関西電力ウシジマでございます。今資料の3の御説明まで俺達いただきました資料3のほうはですね、前例審査会合並びに前回ヒアリングのご質問に対するお答えをですね、8ページのところまでで、
0:15:03	No.23というところまでですね、QA形式でもってお答えを記載しておりますので、このまま金ですね、ご質問等あれば、こちらを御確認いただきながら確認させていただければと思っております。あと後ろに資料が二つばかり、この資料3につけてございますが、
0:15:21	方いいよっての影響があるという点で何か知見はないかという観点からですねえとまで電力中央研究所が国際的なプロジェクトでやってます試験の試験、こういったものを一つつけておるのタナカ添付1ということで、
0:15:37	9ページ以降つけておりますのと、あと、エリア内で仮に本立てブッシュと困るところが何がしか影響を受けたときに、その後、影響はどうかといったところですね。
0:15:53	何か書いてあるところはないかということにつきまして、27ページ以降にですね、後任の関連箇所を抜粋でつけてございます。
0:16:03	資料3につきましては以上でございます後程またご質問と受け付けして、こちらに戻るかと思しますのでよろしく願いいたしまして、引き続きまして資料4をご覧くださいませ。弊社タケダのほうから資料4につきまして変更点を御説明いたします。
0:16:25	はい、関西電力の武田でございますが、資料4のコメントを反映しました、その修正結果を説明させていただきます。
0:16:35	まず資料4の2ページをご覧ください。
0:16:40	それでは、ゲームに感知器に関する関連の御説明

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:45	このAでございます。
0:16:47	で上がってる部分が今回コメント反映した箇所となります。
0:16:52	まず鏡板機内に設置する煙感知器の感知性能につきまして補填規制最大風速である場所をここで明記してございます。また、本当にございました。同じ煙濃度と、
0:17:08	いう表現のところ統一反映してございます。
0:17:14	で、赤字のところ、火災発生時におけるエリア内と換気ダクト内の煙濃度の同等性の評価のところを具体的な記載に記載のほうで充実してございます。
0:17:30	同等性を評価するために、今回参考としました文献として消防技術安全所方法のところの最適な開園手法の検証の論文により、エリア上部の換気ダクトからの
0:17:47	外向きの送風による肺炎効果を確認しました。
0:17:52	ニノミヤ安全処方溶ける定例そこで雨引用しました。参考にしました箇所 16 の各三つの実験結果より天井付近の煙濃度が、
0:18:06	実験開始から部門には上昇が緩やかとなり、そのあと、右から3分後から急速に低下しているということから、送風機により煙が外部に記載されていることが起こらわかります。
0:18:20	また、このことから、実機においても、エリア内の火災で発生した煙は最初は健聴含み蓄積されますが、短時間のうちに、エリア内の煙がダクト内
0:18:33	永続的に流入するようになるというふうの評価できます。
0:18:38	また、ここからFDS
0:18:41	いわゆる確認結果を書いてございます。
0:18:47	PTSにより仮置可燃物を燃焼条件で発生する煙の量をここで確認してございます。
0:18:58	ダクト内風速が最大の当該の
0:19:02	bの燃料で設置しました使用済み樹脂貯蔵タンク津波においては、約 69 名。
0:19:11	人下げるされておりますが、これが平均ダクト内の不良、
0:19:17	を十分に上回るということで確認してございます。
0:19:22	以上より、エリア内で火災が発生した場合に、最初は天井付近に煙が蓄積されますが、短時間のうちに火災が発生した煙がそのまま管理ダクト内に配慮しながらまでエリア内とダクト内はほぼ同じ濃度にあるということが、
0:19:40	言えます。
0:19:42	次に、火山流れがある条件下での煙感知器の感知性能について、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:50	ここは前回と大きく変わってございませんで、技術的な根拠が弱いというところで換気ダクト内に煙感知器を設置したモデルを作成して実証試験のほうを現在進めてございます。
0:20:08	この実証試験の実施の具体的な実施のモデル実施の手順等につきましては、別紙 2 のほうで記載してございますので、こちらのほうで説明させていただきます。
0:20:32	よろしい管理資料 4-11 ページ目をご覧ください。
0:20:38	これ別紙 2 としまして、金沢流れがあるうちの原価での感知器の感知設備に関わる実証試験につきまして記載してございます。
0:20:50	まず試験の目的、あと試験内容、
0:20:54	そういうところを記載してございます。経営管理性能を確認するという目的で試験の内容につきましては、
0:21:03	燃焼試験で行われております。ほぼ準じて作動試験、
0:21:10	作動試験というものを実施計画
0:21:14	をしてございます。
0:21:16	コメントでもありました。省令に定める試験、検定試験との相違点というところ、11 ページの下の表で整理してございます。
0:21:28	まず、試験の煙濃度につきましては、作動試験については 15%稼働してきました 5%での
0:21:40	NK 知見と同様の時間での性別作動作動することといったところを確認します。
0:21:49	次、2 番目の知見不良ですけれども、この煙感知器の試験では 0.2 から 0.4 メーター/s で実施されておりますが、今回は実ダクト内環境を模擬し、0 から 5 メーター/s。
0:22:05	までの風速で実施するというのでここは損失がそちらにます。
0:22:10	続きまして、三番目の試験風向sでここで記載を訂正させていただきます。ここでは垂直法、
0:22:22	そういうふうに書いてございまして、今回の試験では時閉方向で試験を実施すると人となった場合と同じく水平方向と書いてございしますが、ここ検定試験のほうでも、
0:22:36	上の記載に書いてますけれども、気流に投入したというふうな記載になってございまして、実際の検定試験での感知器に対する方向を確認しました結果、ここは生保
0:22:53	横方向の傾けて検定試験のほうも実施しているということを確認できましたので、そういう部分につきましては、層位脳であると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:05	いう形での検定試験にとセキも同様ですけれども、水平方向で実施することとしております。
0:23:14	次に四つ目ナンバー4。
0:23:17	試験前の条件におきましても同じ権利ですけど、20年実施します。あと判定基準コマの
0:23:26	県税試験と同じように負担増作動センターも設置する計画です。
0:23:34	はい、続きまして12ページですけれども、これ実験モデルの平面図を記載してございます。
0:23:44	その循環する形で100とオークマって、その中に煙ゲームを入れてパンパースの方で風邪を起こしますdダンパをもちまして終了。
0:23:58	風速を調整しながらダクトの※のほうになります煙感知器、
0:24:08	先ほど確認します。その時の風速及び煙の濃度を感知器研究設定しました。測定器で確認しながら、煙感知器の作動及び不動作。
0:24:23	の試験を実施することとしております。
0:24:27	スケジュールにつきましては、今見ました通りで風邪を段階的に0から5メートル/sで血栓変化させながら、煙県で煙濃度を調整し、
0:24:42	ダクト内の煙感知器の作動不動作確認するということになっております。試験結果につきましては、公立となりますので、現在試験のほうで試験の機材の準備であったり、感知器、
0:24:59	及び受信盤の準備、あとモデルの製作等にかなり手間を要しております、現在の知見のほうは開発しておりますけれども、今権利70という状況となっております。
0:25:18	続きまして、いやを
0:25:22	34-4ページ目をお願いいたします。
0:25:26	それでは続きまして熱感知器にチャンスでも反省の中で記載してもらいます。
0:25:34	ここにつきましても、まず、ほぼ同じ温度ということで、設に関しましても同じ表現とする形で修正してございます。
0:25:45	この第2パラグラフからですけれども、赤字で火災監査火災発生時におけるエリア内と換気ダクト内の温度の同等性を評価するため、同じく消防技術安全所方。
0:26:00	最終的な
0:26:01	以遠手法の検証の論文により、エリア上部の換気ダクトからの取引送風による来月効果を確認しました。
0:26:10	総合技術書安全情報dにおける図7なお実験結果より規定実験開始から3分の7エリア内溝が上部の外も偽装のケースにおいて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:26	同じく夫婦送風なし、自然対流のみ。
0:26:30	だからと比較してより低下しているということから、送風機により、熱が外部配置されているということがここでわかります。
0:26:40	このことから、pptにおいても、エリア内に蓄積した熱が、
0:26:46	前ページに記載した全戸に記載しました。キャビティと同じように、ダクト内に流入しかねる部分として附属するものと評価できます。
0:26:56	また高度管理グループ経営職GPSによる基線借り上げ可燃物 1 個による燃焼条件での燃焼条件でここでは矯正換気という条件下におけるエリア内の温度上昇を評価しています。
0:27:14	内風速が最大の日の配置タンク室において、天井付近の温度が 10 分後に 75° Eですと分類 887 度、十分に 93° とちょっとに上昇する。
0:27:30	熱量が発生するということがここで終わりました。
0:27:34	で、火災により発生する熱量が先ほども言いました徴税換気という条件下において、2 月の定例温度が積み上がっているということから発生する治療がダクトから排出されているより。
0:27:49	熱量よりも大きいということがわかりました。
0:27:53	以上より、エリア内で火災が発生した場合は煙と同じように、最初は天井付近に熱が蓄積されますが、3 時間後に、エリア内のデブリがそのままダクト内に入る空気の流れができるエリア内と二つ隣の座長になるというふうにお手間言えます。
0:28:15	次に、
0:28:17	ところですけれども、ここでも同じように感知器につきましても、モデルによる実証試験のを今実施してございます。これも同じく結審に他方で、
0:28:29	具体的な
0:28:31	フジイモデルでしかございます。13 ページをご覧ください。
0:28:39	。
0:28:40	ヤツ管理立証違うということで、熱感知器、
0:28:45	なお風俗環境課における換気性能を確認するということを目的として、ここも煙と同様に作動作動試験の試験を検定試験で定められた手順とに準じて行うこととしております。
0:29:06	この下段の表に同じように県税試験との相違点を記載してございます。
0:29:16	No.14 号は先ほどと同じく、検定試験と同じ条件で行いますが、試験不良につきましては、0 から 5m で実施してナンバー 3 の試験風向につきましては、この熱に関しましては、
0:29:34	検定試験のほうが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:37	沈着基準に投入ということが指定されてございまして、この実証試験におきましては、水平方向の横方向の基準ということで、この風向につきましても、熱はそういうする点というふうになります。
0:29:54	続きまして、14 ページを
0:29:57	3 くださいと同じように試験モデル概要図を示してございますが、先ほど権利と同様に煙減が熱風記述と熱源を入れまして、この平成 15 グループにしたんだとない。
0:30:14	の温度上昇し、了承させてヤツ感知器を設置しているその付近の風速及び本所をはかる形での試験を実施するということとしてございます。
0:30:28	この試験につきましても権利と同様に、現在実施中という状況になってございます。
0:30:36	資料 2 につきましては、説明は以上でございます。
0:30:41	はい、関西電力原子力事業本部からCまででございます。ただいままでの御説明でですね、先般までのヒアリングでいただきましたコメントへの回答として資料 1、34 について御説明をいたしました資料には本日お手元の参考よということでございます。
0:30:58	それではすいませんが確認事項とのコメント等ございましたらよろしく願います。
0:31:07	はい、規制庁の今野です。説明ありがとうございます。それでは確認時確認させていただきたいんですけども、
0:31:15	まず資料 1 の関係で、基本設計方針を策定するにあたって、火災防護審査基準に照らして、他の火災防護審査基準通りに火災感知器を設置する場所とあとのこの四つのホース放射線の
0:31:32	構造線の四つのエリアについて、二つ比べて火災防護審査基準に照らして二つのそれぞれの場所でのどの部分に変更があって、どの部分に変更がないのか、それによって火災基本設計方針を
0:31:47	どういうふうを書くのかって言うのが描き分け方が決まってくると思うので、どこが違ってどこが変更があってどこか変更がないのかというところを確認したいんですけど。
0:31:57	えっとですねまず高放射線の 4 エリアの設計方針についてなんですけれども、
0:32:05	火災防護審査基準に照らして、変更しようとしているのは、2.2. 1 の(1)の②番のその設置場所の網羅性とその感知性能に関する項目のこの部分のみを変更に使用天候しようとしている。
0:32:22	っていう理解でよろしいでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:26	すいません関西電力の方からお願いします。
0:32:33	はい、関西電力シーマでございます。皆さんありがとうございます。今ご確認いただいた件につきましてははですね、2ページの第1-1の表でですね整理した入口の整理とも
0:32:49	通じるところでございますが、私どもの消防法施行規則、それと同等以上の方向に誘致しているかというところについてかなわないというところ、ここについてですね、基本設計方針のほうは変更を要するということで見直そうとするものであります。
0:33:08	この点において、審査基準によらずに、同等の保安水準を設定したものと対応しているとということでございます。
0:33:25	はい、規制庁のイワノです。そうですね。今の説明っていうのは、念のための確認なんですけど、当変更数の2.2.1の(1)の②番のところの項目だけを変更しようとしています。Yesっていうそういう回答でよろしいですか。
0:33:55	はい、関西電力ウシジマでございます。まず答えはイエスでございます。ただちょっと今このやりとりにおいてですねそこがあっはいけないと思いましたが、先日等を保安水準を設定してると。ところがどこなんですかと問われれば、
0:34:13	今の答えはイエスです。ただ、基本設計方針の書きぶりとして放射線量が高い場所を含むエリアについて、こういったところの記載を
0:34:25	K設計方針としてですね、今回可能。
0:34:29	可能な設計とするという書きぶりで今直したものを1後ろですかね、10、
0:34:40	16ページですか、16ページにお示しております。ここのところはですね先ほどおっしゃられた2ポツ2ポツ1の(2)のところだけと言うた起債の仕分け方には、
0:34:55	ちょっとなっておりますので、1項については、今の事実関係の確認をもってですね、何か記載の工夫が要るのかというところ、ちょっとそこについては、正当確認があるのかなと思いました。
0:35:17	はい、規制庁の岩田です。承知しました。
0:35:22	すいません。そうですねその設置場所、グッさっき
0:35:29	先ほどちょっと確認させていただいたその2.2.1の(1)の②番のところについては具体的には設置場所について、同一区画内の当該エリアから下の可能な限り近い場所に設置場所、
0:35:46	変更しようとするっていうこと等の部分だけを変更しようとするというふうに理解しているんですけど、それで共通認識られてますでしょうか。関西電力の方からお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:02	何かセラミックしれませんがございます。今おっしゃっていただいた通りで変更しようとしてるところについての認識は今おっしゃっていただいた通りであります。
0:36:15	規制庁のイワノです。ありがとうございます。それでは続きまして、じゃあえつとです。すいません、続きまして、第2第1-2の表のところの話なんですけども。
0:36:29	今この表で影響軽減については変更なしとしている点についてなんですけれども、
0:36:36	等火災防護審査基準の2.3.2の影響評価、火災の影響評価の評価方法っていうのは変更しないけれども、変更しないっていう意味で変更なしとしていて、ただその火災感知器の
0:36:52	設計費差配通信設置場所が変更するのでは火災感知器の設計が変更になるので、それを踏まえた条件で火災の影響評価の再評価を実施すると、そういうふうに理解してよろしいですか。それとも違うんでしょうか。
0:37:09	あと関西電力の方からお願いします。
0:37:15	関西電力ウシジマでございます。今の点について御説明いたします。本件はですね3ページのところに書いてある感知消火のところの感知の部分、ここにつきまして、ばっか感知器を網羅的に設置するというそもそも網羅性ですね。
0:37:32	それに関して、感知器の設置場所等に関する要求にお答えしていくというもので今対応しているものでございます。しかしながら今片一方でおっしゃられた影響経験という点はですね、これとは全く独立した要求確認事項でございます。
0:37:50	安全系しようよ。来要する機器がですね、仮に何らかの火災によって影響を受けたとした場合に、ほかのコール機器のほうがあえとちゃんと影響受けないということも確認をしておりますが、
0:38:06	ここについて従前からの評価でも持って機能が満足することが確認されてまして、今回、上にあります感知消火の感知のですね、カバーの範囲の網羅せが変更することによって、
0:38:24	この後段の影響軽減の担保であるとか、その確認している内容が変わり変更されるというものはございません。以上です。
0:38:39	規制庁のイワノです。承知しました。例えばその設置場所が
0:38:48	すみません。
0:38:50	火災の影響評価で、火災感知器の設置場所が変更されても、火災影響評価の中では特にその火災感知器の場所がどこだから、こういう計算をしているっ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ていうところは何もないので実態上何も変わらないっていうそういう説明なんですかそれとも
0:39:10	そもそも何か全く別のものなので、そもそも関係ないものなんですっていうそういう説明なんですかねすみませんちょっと私の理解が追いついてないのでその辺ちょっと説明していただいてもよろしいでしょうか。
0:39:24	はい、関西電力ウシジマでございます影響軽減という事項はですね、例えばある一つの火災区域なり区画なりの中で、区画の中で想定される火災として控訴まあ火災があったとした場合にですね。
0:39:40	そこで機能が失われるという前提条件を置いた上で、それでもデータ安全停止の機能が1系列は生き残っているということですね、設備対応も含めて確認してるという事項でございます。具体的にもうサーバーで例えば3時間の
0:39:56	耐火隔壁の確認によってシステムが分離されていればですね、それによってもその機能というものが満足されておりますし、或いは、同じ部屋と申しますか、その中に二つの異なる結構系列のですね。
0:40:14	安全停止の機能があったとしても、それは、耐火隔壁とか自動消火という影響軽減の要求事項に沿った形で対応をとっております、そのことをもって、影響評価としても問題ないということでございます。
0:40:31	したがいまして、この前段にも耐えます感知消火のところの感知の部分ですね、この感知の部分がこの影響軽減の部分の担保を担っているかということというのがございませんで、そこにクレジットありませんので、
0:40:47	影響評価法見直す必要はないと、そういうことでございます。
0:40:54	規制庁の岩間です。承知しましたちょっと一応念のため確認なんですけど。そうですね。
0:41:01	もう少し
0:41:04	今誰か発言されましたでしょうか。
0:41:08	なければ続けます。すみません。
0:41:12	原子力発電所の内部火災影響評価ガイドをちょっと御確認いただきたいんですけども、この評価ガイドのですね、11ページのところの
0:41:25	6.4の火災感知手段のはあ区って項目があって、火災感知器設備の設置を設置位置、
0:41:36	を確認するっていうふうになってるんですけど、この点については、ここ国庫のこういうふう書いてあるんですけど、それでもその評価結果自体は変わらないとか評価の往々なんていうんですかね。
0:41:53	A評価評価自体には直接影響しないと。すみませんちょっとこの点について、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:01	説明していただいてもよろしいですかこのガイドにこういうふう書いてあるけれども、火災感知器の設置場所が
0:42:09	変更されても
0:42:11	影響評価が影響評価に変更がないというその点についてすいません説明をお願いします。
0:42:26	はい、関西電力ウシジマでございます。ちょっとすいません今はどちらかで影響軽減とですね影響評価のところについてご質問をちょうだいしてると思います。今ご覧いただいているところは影響評価ガイドのほうでして、
0:42:42	影響評価をするにあたって、その評価をするための必要な情報として感知とかですね、そういったことを確認するという手順になってというところで理解してございます。で、影響軽減から影響評価のところへの繋がりはですね先ほど私が口頭で申し上げた通り、
0:43:02	ある区画なら区画の中です、火災があるとした場合に、その中の火災によって影響を受けて、安全停止の機能がですね、前機能喪失したと仮定した場合においても、
0:43:20	当残る機能がですね創出してないことの確認を行っていくというところが影響評価でございまして、と影響軽減対策でもってですね、3時間の例えば耐火隔壁であったり、1時間の隔壁プラス低と自動消火という対策系でもってですね。
0:43:40	それと1系列の安全停止機能は確保されるということがですね、満足されていて、影響評価ガイドとしてはに対する評価としては満足させることが確認されておりますので、しかるに先ほど申し上げました感知という部分です。
0:43:58	網羅せだけですねその部分において影響軽減対策或いは影響評価ガイドというところにですね。なにがしかで再評価が必要かというふうに見ますと、そういった必要はないといったところでございます。
0:44:14	すいません説明が少し足りてないかもしれませんので、もし何かご質問あればお願いします。
0:44:20	9、
0:44:23	今、
0:44:26	規制庁のイワノです。少々お待ちください。
0:44:39	規制庁のイワノです。今どなたか発言されましたでしょうか。
0:44:48	されてないですかね。すいません。ありがとうございます。もうしばらくお待ちください。
0:44:55	そこを関係で、すみません、規制庁のイワノです。
0:45:00	先ほど言った影響評価ガイドのその10ページの項目に
0:45:05	続いてはは一区

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:08	確認するだけで直接
0:45:12	評価には影響はしないというふうに理解いたしました。
0:45:19	すみません、続きなんですけれども、それではですね、ちょっとまた別の話なんですけど、⑩番のエリアについて煙が優先して感知されるような火災が発生したときに、その煙の影響が
0:45:36	ループシールのほうに移動してそのループ室の火災ループ室にある時火災防護上重要な機器が煙の影響が煙が来ても影響を受けないっていうことを
0:45:52	今回の資料で説明していただいているんですけど、そもそもそういうふうに火災の影響を煙の影響が隣のループ室に影響を与えないってことは、この火災影響評価の中でやるべきではないんでしょうか。
0:46:12	今回、火災影響評価は変更しないとしてその中では特に評価をしようとしてないんですけど、そん。
0:46:22	そのように、そのように整理されている理由について説明してください。
0:46:36	はい、関西電力ウシジマでございます。まずちょっと入口のところの影響評価ガイドの会とかですね、従来の許認可上の扱いのところの整理になるかと思うんですけども、
0:46:51	重点今回ですね、個別に細かくエリアという形で割って、エリアごとに感知器の選定であるとか、設置の網羅性ということを確認させていただいておりますけれども、影響評価ガイドということで、
0:47:09	従来の許認可の中においてはですね、火災区域区画と言う設定今中で確認をしてきておりました。
0:47:20	格納容器というのを見た場合にですね、今、シンプル配管室ですとか、物質ですとかいうことで細かくエリア終わって、そこの中の感知器をどのようにして設置するかということを論じておりますけれども、
0:47:36	重点ですね、その火災区域区画単位で見ただけの場合には格納容器が一つの区域区画といった扱いで、これまで評価してきてございます安全停止の機能という点で見ただけの場合にもですね。
0:47:52	その区域区画内に何らかの損傷を考慮しても、火災防護対象機器としてはですね、安全停止の機能は確保されているといった評価をしてきてございました。今ちょっといろいろ様がおっしゃってるのはエリアを細かく割った上で、
0:48:10	改めての供給主体評価が必要かということ当院になられてるようにも、こちら認識しているのですけれども、従前の評価とはですね、単位とかそういったところは確かに違うといったところではございます。
0:48:26	すみません、ちょっと従前の扱いというところを少しまだ御説明させていただきました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:36	はい、規制庁の今野です。すいません、ちょっと
0:48:40	よくわからなかったんですけど、従前の評価の中で、
0:48:45	今回、10番練り火災感知する火災感知器を進め網羅的に、
0:48:54	網羅的にというかですねまあ火災感知器の場所がそのエリア内につけるのか、そうじゃなくて、あのエリアから近い場所につけるのかって言うので変わるけれども、
0:49:07	火災影響評価上は変更はないってということなんですかね、それとも、いや、
0:49:13	ちょっとこの点については変更があるってということなんですかねちょっとありなしを教えてくださいと幸いです。
0:49:21	関西電力でございます。まず端的に申しますと、火災影響評価につきまして変更はないです。
0:49:30	と考えております。その理由は先ほどまで申し上げた説明の趣旨でございますけれども、
0:49:37	すみませんちょっと感知器の網羅性の話から影響評価が話になっているところがちょっとこちら理解がついていけてませんので、
0:49:47	すみません、お返しをいたします。
0:49:50	規制庁の今野です。すいません少々お待ちください。
0:49:58	規制庁の今野です。お待たせしましたすみませんちょっとこの件だけ屋前に確認させていただきたいんですけど、今言うAと説明されていた10番のエリアについてなんですけども、新規制、新基準の接工認のときから
0:50:17	10番のエリアのシンプル配管室のほうで発生した煙が優先して感知されるような火災っていうのは、当ループ室の煙感知器で管理するっていうような設計になっていたのかなって、なおかつ
0:50:36	そう心配るシンプル配管室からの煙がループ室に行ったとしても、ループ室の火災防護上重要な機器は、機能を喪失しないってことところまでですね、新新規制基準のときからそういうふうな設計をしていて、新規性基準と全く同じなので、
0:50:55	再評価を必要ありませんっていうそういう説明なんでしょうか。
0:51:00	関西電力の方からお願いします。
0:51:12	とかされる電力ウシジマでございます。ちょっと今ご質問の伊藤学校込みかねるところもあったのですが、新規性基準再稼働の申請をしたときに、そういうふうに考えていたのかという御質問のようなんですけれども、
0:51:30	今回、鳥栖バックフィットの要求がございました。それによって感知器は網羅的に障防法通りに設置することが求められました。しかるに従前は格納容器というものは私たちは一つの容器

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:49	区域区画と一つの区域、区画として扱っていて、あそこは風、規制庁小城です。よろしいですか。
0:51:57	イワノの説明がちょっとわからなかったってということだったんで、補足させていただきますと、
0:52:03	まずシンプル配管室忘れてください、ループ室について聞きますループ数はC Vの区画。
0:52:09	野中核の一部ですので、シームをし、
0:52:16	ループ数の中で煙が先行する火災が発生したときには、
0:52:22	ループ室内に煙が充満して、ループ室の
0:52:30	何メーターか育ったか忘れましたが、
0:52:33	現状サチ設置されている煙感知器できる。
0:52:37	感知して、それで、まあ火災、
0:52:42	家A消火に移るかどうかっていうところを判断していたんだと思いますけれども、
0:52:48	その状態においても煙が充満してるという状況があるので、
0:52:54	資料 1-13 ページの下から 14 ページにわたって書いてある。
0:53:00	煙による悪影響が安全停止に影響防災かどうかというこの評価自体は、新規制のときから行っていたという理解でよろしいかどうかということをお聞きしたかったです。
0:53:19	関西電力ヨシザワでございまして、ループ室には再稼働工認のときから煙熱は 2 種類の感知器設置ということで、早期感知、対応してまして。
0:53:35	そこに煙が流入してきても、全部聞いて早期感知できて職員の消火活動に入るというところで評価してございまして今回消防法施行規則通りというところがバックフィット要求で追加になったんで、より早期に感知できる方向には、
0:53:55	言っているんですけども、過去すいません規制庁スズキです。私の、まずお答えはYesということでよろしいですね。
0:54:06	すいません関西電力でございまして。時をしてよろしいか確認なんですけど、影響評価という言葉の使い方がですね、多分そごがあっちはいけないと思ってまして、こここの 13 ページで書かれています。
0:54:22	火災防護の重要な機器があるがあるということについて知って煙とか熱によって影響ありなしというところがですねと影響評価ガイドで求めている影響評価という方法論と同じかという、
0:54:39	そうではありません。まずそれを先にきちんとしておいたほうがよいのかと思いました。なぜかと申しますと、影響評価ガイドのほうでは、最終的に安全停止の機器が出て 1 系列生き残ることの確認をしていきますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:58	この 13 ページから 14 ページで確認しておりますことは、煙が先行して、熱ぐらいに影響しない状況において煙による悪影響はないということの確認をまとめた資料でございます。規制庁とそれでもちょっと違いますので、
0:55:17	3 辺はもうそこについてはわかりましたのでお聞きしたいんですけど、対環境条件として考慮されているということによろしいですね。
0:55:28	それとも違いますか、どの設計において考慮されているのかちょっとお答えください。
0:55:34	煙の嵌合入れないということについてです。
0:55:38	関西電力ヨシザワでございます。CV内の重要な機器につきましては、病気バツクの試験であるとかですね。そういったCV内の過酷な条件について、機能を維持できるということを確認したものでありまして、
0:55:58	ここの資料にはですね、その辺近い試料処理により気密性放置というそういった記載ぶりで表現してるんですけども、実際にはそういった外気と遮断するような構造になってますんで、keV義務による影響は受けないと。
0:56:16	ということで考えております。それは再稼働のときのこういう意味でも、そういう評価をしてございます。規制庁のはいはいはい規制庁鈴木すれば健全性の説明書の耐環境性能として、
0:56:34	説明をしていたという理解でいいですか。
0:56:37	はい。
0:56:37	その通りでございます。規制庁スズキですねは今回、
0:56:42	この資料 1-13 ページの下側から 14 ページについて、位置付けはこれ変わります。この説明は、
0:56:55	耐環境性能としての説明であるということの位置付けは変わります関わりませんか。
0:57:02	はい、関西電力ヨシザワでございます。位置付けは変わらないと考えてございますはい規制庁鈴木です。わかりましたということをもとめるとですね。
0:57:13	まず新規制において、CV区画の中での刑務流が先行する火災において、
0:57:22	レポ指数での煙の感知を期待するところ。
0:57:28	においてはループ室にある安全停止のに必要なこれらの機能については耐環境性として担保していた。
0:57:38	では続いてですね、新規制においてシンプル配管室に煙感知器を、じゃあ、
0:57:46	網羅的につけましょうという学校ヒットの話が出て、出て
0:57:53	きたことに対して、
0:57:56	どう対処するかというとこれまでの説明では残念ながらそこについては高い、放射線に阻まれて、なかなかつくれつけられないので、追加でつけられないの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	で、ループ数の煙感知器に期待しようという工夫をしますしますという説明を今まで
0:58:15	受けてきたんですけれども、これ結果として見ると、
0:58:21	特段、
0:58:22	工夫でもなく、新規制のときに設置していた煙感知器或いはそのループ室における
0:58:31	煙の影響というのは耐環境性能で担保されていたので、今回シンプル配管室については、煙感知器は、
0:58:41	バックフィットとして対応しなくてもいいんだという説明になってるように聞こえるんですけれども、
0:58:49	そこは私の理解は合ってますかってませんからそこそこをちょっと教えてください。
0:59:04	関西電力ヨシザワでございます。スズキ様の最後におっしゃった煙感知器やっでなくてもいいんだと、最終的な結論はそういう結論なんですけれども、そこに至る考えとして、シンプル配管室の壁の流れを考慮して、
0:59:22	Aループ室に流入するということで丸と室は煙感知器、これをループ室とシンプル配管知見用として運用しようという考えで、これまで説明してきたものでございますが、規制庁鈴木です。そうすると、
0:59:39	そこについて十分な保安水準があるということを説明しようというのが今回の意図であると、そういうことですか。
0:59:52	はい、関西電力ヨシザワでございます。伊藤でございますが、やっぱりその煙感知器を兼用するというので、保安水準を満足できるということを説明しようとしております。
1:00:05	規制庁スズキですね、十分な保安水準を説明しようとする流れは理解できたので、そこはだから工夫ではなくって、今まさに言われた流用共用
1:00:19	そういうふうにする位置付けを変えるというふうにすることに対して十分な保安水準があるかどうかという説明になるということですね。
1:00:34	はい、関西電力ヨシザワです。その通りでございます。規制庁スズキです。
1:00:40	多分ここはですね今までもやもやとしてて、
1:00:44	よくわからなかった。
1:00:46	作ってイワノがいろいろ何か悩んでいたところだと思っていて、大分今の話でクリアになったので、
1:00:56	ちょっと待ってください。それで、
1:01:00	議会よろしいですか。
1:01:02	或いは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:04	セキさんモリヤさんの方モリヤ室長の方、その辺でよろしいかどうか、まずイワノさん大丈夫ですか。
1:01:13	はい。モリヤ市長今の話はまず関西電力としての
1:01:20	説明をしたいことについては理解いただけただけでしょうか。
1:01:25	モリヤです。大丈夫理解できているつもりです。はい。はい、設計書スズキのセキさんに今の理解はよろしいでしょうか。
1:01:36	はい、関です。理解できました。はい。
1:01:40	内容は理解できましたので、それで十分な保安水準という説明として適合を
1:01:47	いえるかどうかというところについて我々
1:01:50	確認をしていきたいと思います。必要なものがあればまたお話を聞かしていただくことになるかと思っています。
1:01:59	私から以上です。
1:02:10	すみません、規制庁の今野です。すみません積算をちょっとお昼時間に
1:02:17	はみ出しているんですけども、
1:02:20	ちょっと
1:02:22	をしたことも
1:02:26	何でしたっけ、始まりが遅くなったこともあって、
1:02:29	続けたほうがいいのかと思うんですけどすみませんちょっとご意見いただけますでしょうか。
1:02:35	一度止めたほうがよろしいでしょうか。組ありません。その日いる人達の合意がとれれば、どうぞ。
1:02:42	私自身はいいです。
1:02:49	規制庁のイワノですそうしました。すみません関西電力のいかがでしょうか。続けたほうがよろしいでしょうか、それとも道で起きるでやめたほうがいいのかということがあればそのようにしたいと思います。そうですね、原子力事業本部の方、いかがでしょうか。
1:03:09	はい。
1:03:10	はい、関西電力原子力事業本部でございます。すみませんが引き続きお願いできればと思います。もしどっかでもし長くなることになればですね、区切りのいいところまでということまたご判断いただければと思いますが、引き続きよろしく申し上げます。
1:03:29	はい、規制庁の今のSs承知しましたではちょっと続けさせていただきたいと思えます。すみません。少々お待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:36	すみません。10 番のエリアのさっきの話とちょっと関係かぶるところではあるんですけど、さっきの 10 番のエリアで今回アツギはですね、5 番 6 番 9 番のエリアのことなんですけども。
1:03:52	5 番と 6 番と九番のエリア、
1:03:56	運転について、
1:04:00	放射性物質が中に入っているものがあって、放射性物質が入った入っているものが火災の影響を受けたときに、どういうふうに対応するどういふふうなことになるのかっていうのが、
1:04:15	今回の資料の 5 ページ目の (5) 番のところていろいろと御説明されてるんですけど、こういったことについても 2.3 ポツの影響評価の中で見なくても良いっていうことが、
1:04:30	をちょっと確認させてみなくても良いっていうふうな説明に今なってると思うんですけどその点についてちょっと掘り配当掘り下げて説明を確認させていただきたいと思います。この
1:04:46	放射線のが、漏えい補正ベースが漏えいしたときの影響について 2.3 の中で見なくともよくて、
1:04:59	新基準のときからですね、そういう整理をし 2.3 の影響評価の中では見なくともよくて、見なくともよい。
1:05:11	新基準のときからそういうふうな説明をされていたというふうな理解でよろしいでしょうか。
1:05:18	すみませんちょっと長くなったんですけど、お願いと初発言をお願いします。
1:05:26	はい、関西電力ウシジマでございます。(5)の放射性物質が漏えいした場合の影響ということなんですから影響評価という言葉で心と同じような表現になってしまうのですが、火災の影響軽減の中でのですね。
1:05:44	全協評価というところではですね、原子炉の安全停止機能の安全機能の確保という観点からの影響評価でございます仮に火災で安全停止の機能がなにがしかの凶悪影響を受けたとしてもですね。
1:06:01	1 系列の安全停止の機能は満足されてることによってですね、安全停止機能が阻害されずにちゃんと維持されているということを影響評価ガイドのほう量を求めておりますというのがまず一つです。
1:06:15	ここで放射性物質が漏えいした場合の影響にというところは、火災影響評価ガイドが求める安全停止機能の確認と言った部分とはまた別のことではございます。その上で、今区域とか区画とかですね、そういった観点で、
1:06:33	影響軽減の中でのですね、区域というところで例えば 3 時間の隔壁によって守られておるというところはですね、区域の壁によって守られてることの確認

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	等は火災の観点からなされておりますが、この 5 ページの(5)のところですね。
1:06:52	今回のエリアの中という細かいところに終わっていたところのエリア単位に見たときに、それでも問題ないのかという観点で見たところはですね、一番最後の行に書いてますけど、放射線防護設計とか、
1:07:08	そういった観点からもですね、確認されてることを既工認のところからも持ってきて説明を加えているというところがございますが、こちらにつきましては、正と今回の資料の負担できたかね。
1:07:24	3 のほうに、最初に少し御紹介しましたが、ページ資料 3-27 ページ以降に放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針の中にですね、水色ですとか、警報装置とか換気設備といった、
1:07:43	それぞれの設備要求のところですね、それらに関連する記載がございますので御確認できるかと思い、お付けしたものでございます。以上です。
1:07:58	規制庁の今少々お待ちください。
1:08:03	それで簿ページで御説明しておりますのは、今回感知器を設置するにあたって、区域とか区画というものをか細かくエリア単位に終わっていたときに、エリア内で火災が発生したと想定した場合の
1:08:21	それによって放射性物質が漏えいした場合に漏えいしたものが拡大しないかという観点でまとめ確認をしたものでございます。ここで発生していると想定しているものはエリア内で火災が発生して、
1:08:37	それを早期に感知するというやりとりをしているというものでございます。今鈴木さんの方から御質問あったところは、今ここで引用しました 29 ページ以降のですね、資料は、これは確かに内部火災を想定してるかというところ。
1:08:56	起立はございませんけれども、このプラントにおいて、なんてすか排気塔とか換気設備とか、漏えい防止についてはこのような考慮を設備として時期待して機能を付加していると。
1:09:14	そういったことを書いたものでございます。繰り返しになりますが、5 ページのところは、エリア内の火災を想定した時の早期感知でエリア単位で切って考えてますので、そこから漏えいが拡大するとした場合に、
1:09:30	既存議論の既工認のやや説明書きがこの執行上で、期待できるとか引用できると思って、説明にさせていただいているものであります。規制庁鈴木です。
1:09:45	やっぱりですね、5 ページの
1:09:48	2 段落目の
1:09:53	最後、
1:09:55	最後 4 行のまた書きのところがやっぱり

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:58	繋がらなくてですね、エリア内の空気は排気ダクトを通じて、
1:10:05	換気空調設備によって排気塔から放出される側のところまでここはエリア内で火災が起きたときに、そこで漏れ出したものが、
1:10:18	排気ダクトを通じて換気空調設備によって排気塔から放出される。
1:10:25	そこに繋がっていると理解してまして、そのあとがんの後ですね排気中の保守部署常時監視しておりてところから、
1:10:34	漏えいとどめることが可能であるというところまでについては先ほどの資料 3 の
1:10:40	27 ページ以降のところを引用して生きていると、そういうふうに理解しましたので、そこでやっぱり繋がらないなと思うのが、排気塔から放出される側の
1:10:54	その途中なんですけれども、
1:11:00	話しておりましてね火災防護審査基準の
1:11:05	2.3 の
1:11:08	ところ、ページで言うと 11 ページですね。
1:11:13	これの 2.3. 1 の
1:11:16	両括弧 4 を見てください。
1:11:20	両括弧 4 は、換気設備のことを言っていてここは、
1:11:28	放射性物質の
1:11:34	話ではなくって、単純に、
1:11:37	他の火災区域の
1:11:41	非熱または煙とCOCO区画と読みかえた都市にして、
1:11:47	顧客と一杯と言ってるのはこれ新規制のときに、どう見ていたかってことですけど。
1:11:54	他の火災区画はこの日熱または煙が安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域に悪影響を及ぼさないように、
1:12:04	設計している。これは新規制で見ているはずですね。またフィルターの延焼防止する対策を講じたいいと、ここも新規制で見ているはずだと。
1:12:16	こういったところをやっているので、
1:12:20	結局、
1:12:25	はい。
1:12:26	同資料を 3-27 ページ。
1:12:31	2 以降に書いてある廃棄物廃棄施設の基本設計方針っていうのは、
1:12:38	内部火災時においても機能するはずであるというのが、先ほどの 5 ページで言うところの排気塔から放出されるが、その次に続くところ、その
1:12:51	説明の根拠になっているというふうに

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:56	理解するしかないのかなあと思っているんですけども、そういうことは今まで説明されたことがあるのかまたは今回そういうつもりで説明をしているのかということをお答えください。
1:14:09	関西電力ヨシザワでございます。こちらの参ったかったことはですね、内部火災任されてバウンダリ機能が喪失していた放射性物質の漏えいという、そのときはどうなるかというところを記載しているんですけども。
1:14:28	この放射性物質が漏えいする起因事象については、地震であれば、機器の劣化で亀裂が起こってとかいろいろ考えられますけども、火災というのはその一つのそのうちの一つであってですね。
1:14:44	それで、漏えいした場合に、系外からの放射性物質の漏えいは防止できる設計とこの部分は再稼働の公認から同じ設計で対応できると。そういったことを
1:15:00	説明したかったものでございます。
1:15:06	はい。
1:15:08	規制庁鈴木です。ということはやはり、
1:15:13	添付資料 3-27 ページ以降の
1:15:19	ところは、
1:15:23	文章にはなっていないけれども、
1:15:26	発電所の内部で放射性物質が漏えいするような
1:15:33	あらゆる起因に対して、もうこの 27 ページ以降の
1:15:41	廃棄施設の基本設計方針で対処できるようになっているという。
1:15:47	そこを説明資料 1-5 ページでは説明しているという理解でよろしいですかそれはすなわち新規性でそういうふうに説明していたという、そういう理解でよろしいですか。
1:16:01	関西電力ヨシザワでございます。その理解で問題ございませんね。はい規制庁鈴木です。わかりましたでは、やはり先ほど私が
1:16:11	資料 1-5 ページのところで、下から 4 行目放出されるが、
1:16:17	盲点その次の排気中の、この間のところに、
1:16:21	何かしら火災の影響について、
1:16:27	廃棄施設、
1:16:29	この基本設計方針の機能につく脅かさないということを
1:16:34	新規制んときに、明確化明確じゃないにしても何かしら説明していたというふうな理解でよろしいですか。
1:17:00	関西電力ヨシザワでございます。ちょっと換気空調設備、急ぐものに対して、火災によって機能は機能影響があるかないかというところについては明確に内とか、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:16	あるとかそういった議論をしたことはないんですけども、もともと火災が起きたときの防火ダンパーの設計であるとか、換気ダクトの設計であるとか、まあそういうことを議論する前提として、この換気
1:17:34	きだどであるとかそういったものが火災によって機能を損なうことがないというところが背景にございましたので、そういうことで一貫してこれまで説明しているものでございますが、規制庁鈴木です。
1:17:52	今のその背景のところについては先ほど私がお聞きした火災防護審査基準の2 転 3 転しの両括弧 4。
1:18:02	これに準じた設計であるという。
1:18:06	ことを
1:18:07	言って説明されていたということでしょうか。
1:18:18	関西電力ウシジマでございます。今鈴木さんがおっしゃられてる火災防護審査基準ですね、(4)ののところの要求事項なんですが、換気設備は他の火災区域の非熱または煙が
1:18:34	安全機能有するという形で続いてまして、その機器を設置する火災区域に悪影響を及ぼさないように設計することと、いうことで私どもその設計対応について説明をしておりました。
1:18:50	この評価をしているときはですね、区域という区域の間で悪影響がないということについて確認をしていたというものでございまして、今、論じているエリアの中である一つのエリアでどういった場合に、
1:19:07	換気設備によってといったメッシュのところですね、それを受けたというものではございません。その点だけ注射付け加えさせていただきます規制庁スズキです最後のエリアの話は全く理解できなくてですね私が聞いているのはそういうことではなくって、
1:19:25	先ほど関西電力が説明されたダクトだとか防火ダンパーだとかそういったものがちゃんと機能するようっていう説明を
1:19:36	することによって、火災防護審査基準の 2.301 の両括弧 4 を
1:19:42	説明していたというふうに理解していかってことをお聞きしたんですね。
1:19:49	そこにエリアの話は変わる関連してこないと私は思ってるんですけど。
1:19:56	関西電力ヨシザワでございます。再稼働時の後任の検討についております。火災防護の説明書の中に今セキさんもおっしゃった換気空調設備に対しても、
1:20:12	対策という記載がありまして、そこにはですね、火災区域、今、今手元にあるので具体のページを言ってください。具体的には 138 ページ。
1:20:32	はいどうぞ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:35	6.3に換気空調設備に対する火災の影響軽減対策と記載があつて、(1)に重要な機器等を設置する火災区域に関連する換気空調設備には他の火災区域または火災区画への
1:20:53	非熱または煙の影響はほぼ及ばないように、防火ダンパを設置する設計となつてまして、その次の(2)のほうに環境への放射性物質の放出を防ぐために排気塔に繋がるダンパーを閉止し隔離できる設計と
1:21:10	もうのがありまして、これはももとの再稼働時の設計から変更ございませんで、今回の放射性物質の漏えいに関する記載についても、この設計で担保できると。そういうことで考えております。
1:21:27	解決前進をスズキです。その説明理解しました前回の審査会合において、
1:21:34	この資料1-5ページの話は、火災の影響軽減の話はないという御発言がありましたので、そこについては、それは改めて新規制のときには、火災の影響軽減として、
1:21:50	対策をしていた、これを期待することによって、今回の説明になるという理解でよろしいですか。
1:22:02	iPhoneの完成に福島でございます。今の点は市訂正訂正いたしますはいやそんな理解をいたしました。はい規制庁鈴木氏、そこについて我々は意識して、審査会合のときにお聞きしたつもりでいたんですけども、
1:22:18	違うという御発言があつたので、今みたいに混乱してですねいろいろ細かく聞かなきゃいけない。
1:22:25	聞かないとわからなかったということで、ここについては誤開が解消されたということで認識しました。はい。私から以上です。
1:23:07	すいません規制庁の米津お待たせしました。今
1:23:12	どうこれまで5番、10番のエリアとあと569のエリアについてはそれぞれどういう理由で
1:23:22	十分な保安水準が確認でき、十分な保安水準として換地だけ見ればいいつていうところの理由をそれぞれ10番と569のエリアについては説明していただいたので、内今日御説明していただいた内容が
1:23:40	しっかりその資料の当市のほうに反映していただいて、その間についてだけ書いて確認すれば、
1:23:49	十分な保安水準が達成しているってということが確認できるっていうことをことが確認できるように、そう、資料を追記してくださいってところが一つとですね。それからですね今
1:24:06	これまでの議論で感知だけを見れば確認すれば、十分な保安水準が確認できるってことがわかつたんですけども、そうなると、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:23	その他のですね、火災防護審査基準通りにつけているつけられる場所の目標なり基本設計方針の書き方と、あと今回のその四つのエリアっていうのは、換地だけ見ればわかるって換地だけ確認すれば、
1:24:41	わかるっていうことがわかったので、
1:24:45	基本設計等、この火災防護、放射線の四つのエリアの基本設計方針なり、その設計目標っていうところを見比べてちょっとどこが違ってどこが同じなのかっていうところを
1:25:00	ちょっとよく調べて確認していただいて、この部分だけが違う。
1:25:07	この部分、この部分は同じこの分だけ違うっていうところをちょっと整理していただきたいと思っておりますんでそれを踏まえて、そうすればですね最後基本設計方針なり設計目標なりをどういふふうにおいたらいいかっていうところが、はっきりすると思うので、ちょっとその点を次回のヒアリングまでに整理していただきたいと思っております。
1:25:30	規制庁数字でちょっと補足しますと、
1:25:33	先ほど⑩に関しては、特段何か感知について、
1:25:40	具体設計をするわけではなくって、
1:25:44	ループ室の煙感知器を流用するか共用するというお話が先ほどありましたので、そこについてはっきり書いていただきたいと。
1:25:54	569 については、エリア内に設置できないけれども、
1:26:00	ABRIに設置。
1:26:03	したとしても、
1:26:07	同じような感知性能があるということを資料 4 のほうで、
1:26:11	うまいことを御説明されることをもって十分な保安水準という言い方を
1:26:18	されるのかなあと思っていますので、その辺が、その辺だけ見りゃいいんですよっていうことが、
1:26:26	わかるような資料 1 の説明にしていただけると我々としても、理解しやすいと。
1:26:36	そういうことをお願いしたつもりでいます。関西電力の方。
1:26:42	認識よろしいでしょうか。
1:26:46	関西電力原子力事業もウシジマでございますか。本日やりとりさせていただいた点ですね、ご確認いただいた点も含めまして、この資料 1 の中にちょっと書き切れてない点あったと認識してございます。そういった点はですね、修正して、
1:27:03	あと基本設計方針に落とすときにですね、569 の話と、10 番の対応というところが少し設計対応として、枝分かれという言いますか、そういったところも考慮

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	して、どんな書きぶりになるのかということもございますので、そのあたりも資料 1 で、
1:27:21	説明がわかるようにということと理解をいたしました。
1:27:33	はい、規制庁の今野です。そうですね。今基本設計方針のところ、イワノとかでですね、あの設計目標のところ書いていただけてますけどもそういった違いが明らかになれば、その違うところだけ、別の違うところだけに着目した設計も、
1:27:53	表とか、基本設計方針になると思いますので、そういう違いがどういう違いがあって、ここだけ変えなきゃいけないのかっていうところをしっかりと意識していただいて、基本設計方針とかを立てていただければと思います。資料 1 についてはこちらからは以上になります。
1:28:12	° 積算積算資料 1 について、何かありますでしょうか。
1:28:19	アンケート的ですがANSほうばつとする機器等イワノがまとめていただいたので、大体ってはいらんだの嵌合私達申し上げたいことは言ったと思うんですけども、一応、
1:28:35	井戸だけもう 1 回お伝えしておく、やっぱりちょっと資料の 1 が手数料で
1:28:43	私たちも何もちゃんと確認ずBPで今まで地域のフォローで説明会といったものをどうしようされるのかというのがちょっと最後わからない。
1:28:57	ちょっと困ったなっていうのが第 1 ですので、私どもの 3 ページの(3)のところ目標のところを変えるのをだけでしょっていう話は、ナンバーよねって話をしたと思うんですけども、そうすると結局、
1:29:16	今までの説明の中で利用できる場所とできないところっていうのはどこがあるのかっていうのを示して欲しいという趣旨でちょっと申し上げていたので、そのところを、
1:29:28	うんしっかり集。
1:29:30	それをしてくださいねちょっと今のはもうぜひ来てくださっていう話でしたけれども、どちらかといえば、どういうふうな順番で説明をしなきゃいけないのかって言うのですね、もうちょっと項目からよく考えて
1:29:46	まちすべきことを踏まえ、
1:29:50	今までは議論してたんだけど
1:29:54	議論すべき。
1:29:56	する必要性がなかったところっていうのが大分出てくると思いますので、そこをしっかりと運営。
1:30:04	確認をして修正をしていただきたいと思いますと考えております。私から以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:11	規制庁の儘田です。ありがとうございます。モリヤ室長から資料1について何かありますでしょうか。
1:30:17	私のほうから資料1と組んでございませぬ。大丈夫です。
1:30:22	はい、規制庁のイワノですありがとうございます。それでは資料の4のほうに移りたいと思います。資料の4なんですけれども、
1:30:37	資料の4-2ページをお願いします。
1:30:40	ここについてちょっとまず確認なんですけれども、ですね、下のほうの
1:30:46	1、
1:30:49	5パラグラフ5パラグラフ目のところで、(3)-5パラグラフ目のところで、以上よりっていうところをパラグラフのところですね、最後このエリア内とダクト内がほぼ同じ煙濃度になる。
1:31:05	ていうふうに書いてあるんですけど、同じ煙濃度になる条件としてところをどういふ条件があつて、その条件に対して、三つ目のパラグラフの説明等後、
1:31:22	FDPの四つ目のパラグラフの説明があつて、どういうふうに様々条件に対して説明説明とその条件に化達成できるってというような説明になるのかってところをちょっと教えていただきます。すいません。まず
1:31:38	どういう条件だったら、Kmと煙の濃度がダクト内と言えないと同じになるかというところまでちょっと説明していただければと思います。
1:31:55	関西電力ヨシザワでございます。文献どの部分に書いてあることと、このPTSは両方の参考にして結論会計なんですけども、前エリア内とダクト内は同じになる条件として考えてるのは、
1:32:15	発生する、そのエリア内で発生する煙の量を
1:32:21	玉ダクトからあいつされる時いま量より多いというところが一つの条件になってくるのかな、そもそもエリアの中に溜まったものが
1:32:37	賜りながらまだダクトから排出していくことになるんですけども、たまりような煙量がない場合はそういうモードにならないで、まず一つはそういう条件があるのかなと。
1:32:53	いうふうにはこちらを考慮しております。
1:32:59	。
1:33:01	規制庁鈴木です。その具体的なところが、
1:33:06	あまりイメージが湧かなくてですね、
1:33:13	煙って目に見えるので、
1:33:17	煙が
1:33:18	部屋ん中で充満している状態で、
1:33:23	廃棄。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:24	ダクトの中に同じような濃度のものが、
1:33:28	流れていってかかっていうのを、
1:33:30	まあ多分皆さん、
1:33:34	確実に芽にしたことがある焼肉屋さんで、
1:33:38	考えてみると、
1:33:41	焼肉屋さんの
1:33:43	排気ダクトって、
1:33:46	よっぽどうまいことできてないと。
1:33:49	県森井なかなか出ていかないですよ。
1:33:54	で煙の排出って何かすごく難しくって、何かいろんな工夫が何か。
1:34:00	なされていないと思えること出ていかない気がして、そうすると、
1:34:06	ちょっと申し訳ないですけどこの消防技術安全所方っていうの入手と確認がまだできてないんですけども、
1:34:16	これはもうまさに実際に
1:34:19	測定されたなり、中身られたり、目視されたりなんかして、そういうふうになっていたという事実なので、
1:34:27	なんか部屋の中の煙濃度とダクトの中の煙濃度がほぼ同じになるっていうのはまず、
1:34:37	この消防技術安全所法のその実験の
1:34:43	状況、多分私が考えるにですね。
1:34:47	吸気と排気塔、
1:34:51	が部屋の中のどの位置にあるのか。
1:34:55	っていうところが今回の 569 がこの消防技術安全所法の実験等を
1:35:05	似通ってるっていうことを説明できれば、
1:35:09	なんか同じ状況になるのかなって気がするんですけども、
1:35:14	そこいかがですかね。
1:35:19	関西電力ヨシザワでございます。煙につきましては障防法を技術安全所高の 16 の区画にちゃんと書いてますけども、区画にというのが、あのエリア、その部屋の
1:35:37	上部に廃棄だと廃棄があつてですね、反対側に開口部があつて、自然に吸気されと。そういった家を模擬した実証試験の結果として、逆に伏角さんについては、
1:35:55	同じく上部から配置なんですけども、あの吸気部分は下のほうの自然開口部開口部から吸気すると、そういう深くになっております。それで実態の実際のその

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:12	まだチェーン等の部屋であるとかですね、あのタンク室、これらはどっちかっていうと区画2のほうにより近いのかなというふうに考えておりますけども、沢山についても、参考にしながら、同じような傾向があると。
1:36:31	ということで建設明確化してもらっております規制庁スズキです今のお話は分かるやすくてですね。
1:36:41	ただ一方で、
1:36:43	⑨の
1:36:46	部屋に空気が来流入するところって何か上の部屋の
1:36:52	ところからの何か隙間から入り込んで切ってくるみたいな話だったと思うんですけどそこはちょっと
1:37:00	消防技術安全所ほうの図6の区画二、三の説明と、
1:37:07	ちょっと違うのかなって気がしましたんですけど、そこはいかがなんでしょうか。
1:37:13	関西電力ヨシザワでございます。おっしゃるように、使用済み樹脂タンク室については上部の蓋の部分の隙間から
1:37:25	教員ちゅう家空気が入ってくる形になって、ちょっとこの図のものとは違うんですけども、逆に上部から入ってきてダクトに流れるという意味では、よりエリア内部屋の中にとまる。
1:37:43	来そのものが、あのダクトに入っていく方向というふうに考えております規制庁スズキです。今の説明は何やばよくわからなくてですね。
1:37:58	こう聞いて結局流体がどう流れるかっていう話なんですけど。
1:38:04	流体で結局一番流れやすいところを流れていだけですねこれ
1:38:10	ものの理なので物理
1:38:14	それは学部にしたのが流体開始流体力学だとかそういったことだと思ってるんですけど。
1:38:21	そんなときに、さっき言った⑨の
1:38:26	蓋の隙間、
1:38:29	排気ダクトが近接していると。
1:38:34	蓋の隙間から入っていたこれ週要するに煙の濃度が低い。
1:38:39	空気が直接的に横流れをして、
1:38:45	部屋の中に充満している煙を希釈して、
1:38:50	廃棄してしまうという流れが
1:38:53	資料収集流れになってしまうかどうかという
1:38:58	懸念はこれ一般的にですよ。実際にその⑨の部屋の構成だとかそういったのをつぶさに見たわけじゃないので、そういう懸念もあるんじゃないかなあと思うんですけどもそこはいかがでしょうかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:14	はい。
1:39:15	関西電力ヨシザワでございます。⑨の部屋につきましては、治療のために書いておりますように使用済み樹脂貯蔵タンクですということで、FDSで検討評価の対象としているもの。
1:39:35	飛ばして蕎麦部屋については、仮置可燃物一方の火災で発生する煙のような意図あたりで19とで換気ダクトから排気される量より十分に大きいと。
1:39:52	ということもあまして、今希釈ということで説明のありました。ような報道打ち消すぐらいの煙が充満していくというところで十分に前エリア内
1:40:08	エリアダクト内の兼務フリー濃度、これは同等になってくるものというふうには考えております。市長スズキすみませんそこが議論にこの資料4の議論の一つだと思っていて、
1:40:24	その下の段落で先ほどイワノが言ったその異常よりっていうところが以上よりなので、
1:40:31	障防法技術安全所方の知見等、それからFDTSの
1:40:39	評価の結果、この二つから、
1:40:42	結論として、エリア内とダクト内部の
1:40:46	煙濃度はほぼ同じになるっていう結論を導き出したということになると。
1:40:54	⑨に関しては、FDTSの
1:40:58	この評価の妥当性を説明し切れない限り、異常よりならなくて、
1:41:04	⑤と⑥についてやFDSの話しなくても、
1:41:08	一つ目の消防技術安全所法の試験の体系等、
1:41:15	似通っているということを説明し切ることによって、結論を導き出せると。
1:41:22	いうところが二つちょっと違う気がしていて、⑨のところはFDTSの話のこの評価を妥当であるということを説明し切れないといけないところについては、前回もここ、御指摘したんですけどこれ集中定数の
1:41:40	解析なので、
1:41:43	今私が懸念を示したようなところっていうのは説明し切れていないと思っているんですけども、
1:41:51	そこ、
1:41:53	説明し切れる。
1:41:56	評価内容になっているというふうに関西電力ヨシザワでございます。ちょっと煙の部分で生き生きリリースを3層、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:16	データとしても聞いたんですけども、ここでDTSから持ってきたかったデータとしてはこの仮置可燃物一行でどれぐらいの煙の量が発生するかということで明けですんで。特にFBPS
1:42:34	によらずともですね、文型等でも十分にその煙量はあの説明できますんで、ここでフリーピースの中身を議論したいということは全く考えておりませんので、ちょっとその辺の記載については、
1:42:52	修正させていただきたいと思います。はい規制庁鈴木です。
1:42:59	説明の方針については理解しましたので、
1:43:05	先ほど私が懸念を示したようなことを含めて、
1:43:10	最終的にエリア内とダクト内の煙濃度がほぼ同じになるということを
1:43:17	説明し切れればいいと思いますのでその辺を考慮した上で、資料の
1:43:24	再検討をお願いしたいと思います。私から以上です。すいません、アサヒのモリヤです。
1:43:31	今の話ですけども、
1:43:36	ヨシザワさんのほうでおっしゃっているところっていうのは
1:43:41	マシ資料の書き方を修正するっていうようなニュアンスでしたけれどもスズキから説明を質問のあった通りですねエリアの
1:43:53	9番のエリアに関して言うと、
1:43:58	今のつけてる資料だと説明しきれないっていうことであろうかと思しますので
1:44:05	。
1:44:06	9のエリアに関してはもう1回それを説明するための文献なり、もしくは新たなシミュレーションなり、そういったものを必要とするということでヨシザワさんの方、よろしかったですでしょうか。
1:44:23	はい、関西電力ヨシザワでございます。今おっしゃられたように、ちょっと⑨のエリアについては、ちょっと特別なその上部から企画されるような形で空気が入っているということなんで、それについての知見等
1:44:41	調査しまして、資料反映したいと思います。
1:44:46	雨森です了解いたしました。以上です。
1:44:50	規制庁のイワノです。今、今の煙感知器の話なんですけども、熱感知器についても同じように整理していただけますと幸いです。
1:45:01	関西電力の方、よろしいでしょうか。
1:45:06	ちょっと、
1:45:07	関西電力ヨシザワです。了解いたしました。
1:45:11	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:13	規制庁の今野です。モリヤ室長熱感知器については、何かありますでしょうか。同じでよろしいでしょうか。
1:45:22	同じことになろうかと思imasるので、名組み立てを考えてみてください。以上です。
1:45:29	はい、規制庁の伊ワノです。ありがとうございます。すいませんモリヤ主張つつ追加で実験の方はどうかご質問等ありますでしょうか。後ろのページの
1:45:40	と風速の実験のところの話ですね。
1:45:45	はい。資料及び御説明を伺うところお伺いする限りは検定でやってるものを少し拡張するというようなイメージかと思imasるので、特に順調にやっていただければと思imas。以上です。
1:45:59	ほか、
1:46:02	はい、規制庁の止野です。ありがとうございます。積算資料4について、全体通して何かありますでしょうか。
1:46:09	特にありません。
1:46:12	はい、すいません。すいませんモリヤですけど資料3のところ1件だけ確認したかったのがアブリズムの収益論文の引用されてるんですが、こちらは何か論文もないような
1:46:27	何の論文なのかちょっと御説明いただくこと可能ですかね。
1:46:35	はい。家監査原子力事業本部ウシジマでございます。今アブリリズムの試験内容を添付しているところの説明につきましては、別途、
1:46:52	もともとですね煙にあつて、影響があるのか否かといったやりとりをさせていただいておりましたので、そういったやりとりの際にですね、過去に何か知見等ですね、そういったものが3参照できるものがあれば、
1:47:11	提示することといったところございました。その観点からですね、資料3-9ページ以降に生徒9ページから26ページにつけているものでございます。
1:47:26	モリヤ市長もご存知のようにブリズムという、これOECD/NEAの国際プロジェクトの研究の試験の実証試験をつけております。9ページの上にちょっと大局的につけておりますが、フリーズ無痛に参画して、
1:47:44	それをですね、電中研メガの許可を得て投稿した論文を運営委員の方にですね、投稿したものをですね、こちらのほうで知見としてつけているものでございますが、国内の電中研の開示報告書等ではですね、まだこれら公開文献となったものがございませんでしたので、
1:48:03	ちょっと部分なんですけど、つけさせていただきました。この赤のD-か添加物引いておりますのは、この試験も概要としては11ページなどご覧いただきま

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	すと、三つの繋がったケアですね、ルームワンツースリーというものが繋がった格好で、
1:48:22	で、右側のところに溶融プールというところで下にちょっと写真ありますけど、再度ひざラージの中に出た補機冷使う油を入れて、それを燃やして出るむつという真ん中が部屋にですね。
1:48:37	連系キャビネット三面置いてキャビネットが 13 ページ、14 ページに写真でつけておまして、内部、内部筐体にも電子基盤のそういったケア基盤を搭載したものですけど。
1:48:52	それらの機能がですね、かたい補強油の油を減少させた後もですね、機能的に大丈夫だったかというここを確認した結果でございます。こういったのも一つに実証試験としてあるということで、参考までにおつけしたものでございます。
1:49:11	以上です。
1:49:13	モリヤです。了解いたしました。
1:49:17	事務局確認なんですこれ、特にそれ今書かれてる以上の概要とか特にいらないということでもいいかといいですかね。
1:49:25	規制庁の鈴木です。
1:49:28	資料 3 を見ていると、資料 3 の
1:49:33	添付 1 っていうのは、
1:49:36	No.4 の
1:49:39	だエリア内とダクト内の雰囲気
1:49:46	おんなじ濃度になりますっていうこととして何かそのエビデンスとして、
1:49:54	示しているように回答がなってるような気がするんですけど今の御説明はちょっと違った気がしたんですが、
1:50:02	ここの呼び込んでくる場所って、
1:50:06	正しく書かれていますか。
1:50:14	浅い全力ヨシザワでございます。ちょっと資料 3 のコメント回答の中で一部提示通知を呼び込んでいる箇所を見誤りがありまして、その部分、人No.4 率かね。
1:50:29	資料 3-1 ページ目。
1:50:33	このNo.4 のコメントへの回答の中に参考文献の研究中心に使ってあるんですけども、これについては、ちょっと参考文献として意識したならば、消防技術書のほうですので、この添付 1 と

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:50	関係のないものでございます。記載誤っております。後かに実際の定期区域これ英語道路部を呼び出している箇所があるかっていうと、なくてですね、この添付 1 つけたりととしては、
1:51:06	チーム以来の重要機器、こういうについては機密性を持っていて、外部と遮断されているという従来からの設定で権利から影響がない設定になっているということ。
1:51:22	それはあるんですけども、実際にもしその機器の内部に煙が入り込んだらどうなるかというところの更問を想定してですね、あの煙が実際に電気部品のどこに入れても影響はないという知見が
1:51:39	電中研の部分でありますということを行うために、追加でちょっと線引つけた閉まってございます。
1:51:49	規制庁鈴木です。説明も終わり開始したんですけども、
1:51:55	直接的にはNo.7 のをエビデンスでもないということですね、No.7 はそういった
1:52:02	機器不安ないわけですよ。
1:52:07	例えば、計装機器の筐体が金属製で、
1:52:12	終了処理して気密性保持している。
1:52:16	ことから煙による影響はないという説明がされてますけどここに不満 1 煙が侵入したとしてもという、
1:52:25	そういった補足的な話として参照するという
1:52:31	ことであれば何か理解もできるんですけども、ただそこまで参照する必要性は、
1:52:39	あまりなさそうだったということでもよろしいですかね。
1:52:45	Kase電力ウシジマでございます。今ご理解いただいた通りでして、No.7 の御説明につきましてはですね、今使われている機器についてはシール処理等によって近似性を確保してる等ですね、悪影響はないと考えてございまして、
1:53:01	今回者の添付 1 としておつけしたものはですね、生徒電気盤とかそういったものの内部に煙が入り込んだ場合においてもですね、こういった確認がなされているという知見があるというものを踏ま砂丘的に
1:53:18	ちょっと準備しておいたものでございます。ですので、スズキ他方理解の通り、No.7 分の裏付けとして直接的に繋がっているものではなくて、多分参考まで、電気盤の中におよんだとしてもという参考資料ということでご理解いただければと思います。
1:53:36	規制庁鈴木です。理解しました。例えばNo.7-
1:53:42	参考として、
1:53:46	電気が流れている導体がむき出しになっているところに煙が

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:52	漂っていたとしてもそんなものは影響がないんだというそういう参考情報として、
1:54:00	少しちょっと簡単な説明を 12 行した上で、
1:54:08	参考として書いといていただく分にはありがたいです。
1:54:13	よろしいでしょうか。何もそういう対応していただければ、お願いしますということです。
1:54:20	はい、ヒマラヤでございます。承知いたしました。その趣旨で修正をさせていただきますと、規制庁鈴木ですよろしく申し上げます私から以上です。モリヤ存在よろしいですね今の話。
1:54:33	私の方でよく今の話の流れで
1:54:37	進めていただければと思います以上です。
1:54:41	規制庁スズキ率ではNo.3 については以上になります。
1:54:49	はい、規制庁のイワノです。それでは本日こちらで用意した確認事項は以上でして、関西電力から全体通して何かありますでしょうか。
1:55:03	IAEA関西ウシジマでございます。ありがとうございます。本日のですねやりとりの結果をもって、資料 1 につきましては、3 ページから 5 ページのですね、展開のところ工夫が必要ということと、あと基本設計方針への落とし込みこのところについてもですね、きちんと見据えた上での資料修正が必要と。
1:55:22	ということ認識他社いたしましたので、修正を加えさせていただきますと、あと資料 3 につきましても、今やりとりのございましたように、ちょっと補足の抜けていた点がございましたので、反映させていただきますと、あと資料 4 につきましてもですね。
1:55:38	ネット煙の観点でFDSの考慮、そういったものを加味する必要があるのかという点は特に 9 番のあれですね、開示のタンク室の下の換気状態を考慮してどういった説明ができるのかという点につきましては、
1:55:57	文献等、何か補強材料とですね。また工夫した政令上で、補強するという点について検討させていただきます。
1:56:07	私も今の受けた受けた受けとめは以上でございます。
1:56:13	はい、規制庁の止野ですありがとうございます。それではスケジュールの関係に移りまして、本日の確認に対して、資料の取水性とかっていうのがいつぐらいめどでできるかっていうところへ等回答いただけますと幸いです。
1:56:31	すいません規制庁の関です。ちょっと今私からいいですか。はい、以上のようにお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:39	そんなふうに規制庁の関です。そう冷系ちょっとスケジュールを立てるにあたって、ちょっと考えていただきたいことがあるんですけども、やはり次回の審査会合の所ベースんで。
1:56:56	何。
1:56:58	やっぱり詰めるべきところは、盤なんぼ。
1:57:01	カードっていうところですね
1:57:04	多分、今日も
1:57:06	事実確認の結果からいくと最後、感知性能までに
1:57:11	監視性もうのところを今後しっかりやっていけばいいんだっていうところに、
1:57:19	パブリックつける日本
1:57:21	まず資料のほうはしっかり修正していただきたいと思うんですね、そのためには、
1:57:30	3 ページ 4 ページの体系のところちょっと抜本的に変えていったら前といけないそれとあと
1:57:46	既設のところ、どういう説明をしているのか整理がごめんなさい。新規性基準のときで制整理した内容をちゃんとひもづけるといって、それから、
1:58:01	当基本設計方針について防護を
1:58:07	1-2 の表で、
1:58:09	結局、
1:58:10	もしくは、変えないということになると、基本的方針の改良内容も極めて限定的になると思うんですね、多分今まで消防法施行規則通りになって書いてある、もうこれを置き換えるぐらいのイメージかと思うんですけどもある程度やっぱりできると思うんですね、そこをちょっと見越して、
1:58:30	よくよく確認して資料を作っていたいただきたいと考えています。そこがクリアにならないと幾らは早く資料サッカーごめんなさい、今ある資料が早くきたらいいですけれども、
1:58:46	そこが解決しないような 2m 状態が一つのちょっと意味がないと思うのでそれを移行して欲しい私としては事故起こったでもいいから、その資料をしっかりと作ったほうがいいと考えています。ちょっとその部分も含めて関西電力にしている期間を設定していただければと考えています。私から以上です。
1:59:08	はい、関西電力ウシジマでございます。今おっしゃっていただいた点は資料 1 ですね、3 ページから 5 ページ、特に 3 ページ 4 ページのところの確認事項追いついていないところ、そこをしっかりと見直すということと理解しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:25	ちょっと資料の修正のまた結束バンドについてはですね、ここで私どもちょっと社内協議の上ですね、東京支社を通じて御連絡させていただければとありがたいと存じますが、その点いかがでしょうか。
1:59:40	規制庁のときにそれで構いません。もう
1:59:44	どちらかと言えばもう
1:59:46	審査会合月末なり、月頭ってところを考えると、もう27日には出してもらわないとどうしようもないってところがあるんですけども、なかなかその期間を
2:00:03	を守るために、ちょっと名前にM資料出すよりかをここはちょっときちんと検討していただきたいというのが私の実施ですね、その言い方だけわかっていた上で設計をしていただければと思います。現場の資料ができれば審査会合のほうは
2:00:19	少し遅れても
2:00:21	配管のところとかは私たちとしては考えたいと思います。以上です。
2:00:29	はい、加瀬電力島でございます。ありがとうございます。こちらとしてはしっかりと修正のほう頑張らせていただきます。また、6点につきましては東京支社を通じてご連絡させていただきます。
2:00:43	はい、セキからは以上で住まい返します。
2:00:47	はい、規制庁のイワノです。ありがとうございます。それでは本日のヒアリングをは、これにて終わりたいと思います。ありがとうございました。
2:00:59	ありがとうございました。失礼いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。